

2024/25年 競技規則 改訂版「一時的退場(シンビン)」のガイドライン

2024年7月1日から有効

はじめに

競技会を開催する国のサッカー協会、大陸連盟またはFIFA(など該当する機関)の承認があれば、ユース、年長者、障がい者およびグラスルーツのサッカーにおいて、警告となるすべて、またはいくつかの反則に、一時的退場(シンビン)の仕組みを導入することができる。

第138回IFAB年次総会は、「一時的退場(シンビン)のガイドライン」の改訂版を承認した。これは、すべての競技規則の変更と同様に、2024年7月1日から有効になるが、それより早く導入することも可能である。

ガイドラインの内容の変更には黄色の下線を引いた。編集上の変更はマークしていない。

一時的退場については、以下のとおりである。

第5条 - 主審 > 5.3 職権と任務 - 懲戒処置

主審はハーフタイムのインターバル、延長戦、PK 戦(ペナルティーシュートアウト)が行われている間を含め、試合開始時に競技のフィールドに入ってから試合終了後までイエローカードやレッドカードを示す、または競技会規定で認められているならば一時的退場を命じる職権を持つ。

一時的退場とは、競技者が警告(イエローカード)の対象となる反則を行ったとき、ただちにその試合への参加を「一時的に認めない」ことにより罰するものである。これは、「即座に罰すること」が反則を行った競技者の行動に対して、その場で好影響を与えることができ、またはその競技者のチームに対しても同様の影響を与えられる可能性があるという考え方をもとにしている。

各国サッカー協会、大陸連盟またはFIFA は、(競技会規定を公開する前に)以下のガイドラインに沿って一時的退場の手続きを承認するべきである。

競技者に限ったの適用

- ・ 一時的退場は、(ゴールキーパーを含む)すべての競技者に適用されるが、交代要員や交代して退いた競技者が警告(イエローカード)となる反則を行った場合には適用されない。

主審の合図

- ・ 主審は、イエローカードを示し、両腕で一時的退場を命じられた競技者の待機場所(通常、競技者のテクニカルエリア)を明確に指すことで一時的退場を合図する。

一時的退場の時間

- ・ どんな反則であっても、一時的退場の時間の長さは、同じである。
- ・ 一時的退場の時間の長さは、すべてのプレーイングタイムの10~15%とするべきである(例:90分間の試合であれば10分間、80分間の試合であれば8分間)。
- ・ 一時的退場の時間は、競技者が競技のフィールドを出てからプレーが再開されたときに始まる。
- ・ 主審は、(例えば、交代、負傷や得点の喜びなどで)前後半の終了時に加えられる「アディショナルタイム」のような「空費された」時間を一時的退場の時間内に追加するべきである。
- ・ 競技会は、主審が行う一時的退場の時間計測を援助する人を決めなければならない。その援助は、マツ

チコミッショナー、第4の審判員または(チーム帯同ではない)中立な副審の責任とすることができるし、あえてチーム役員の責任とすることもできる。

- ・ 一時的退場の時間が終了したら、競技者は、次にボールがアウトオブプレーになったときに主審の承認を得てタッチラインから復帰できる。
- ・ 主審は、競技者がいつ復帰できるかの最終決定を下す。
- ・ 一時的退場となった競技者は、一時的退場の時間が終了した後にのみ、交代することができる(チームが認められたすべての交代要員、あるいは交代の回数が定められているならば、それらを使い切っていない場合)。
- ・ 前半終了時になっても一時的退場の時間が終了していない場合、残りの一時的退場の時間は、後半開始時から科される。これは、延長戦にも適用される。
- ・ 延長戦を行う場合、後半終了時になっても一時的退場の時間が終了していない場合、残りの一時的退場の時間は、延長戦開始時から科される。
- ・ 一時的退場はPK戦(ペナルティーシュートアウト)中には適用されないため、試合終了時に一時的退場の時間が終了していない場合でも、その競技者はPK戦(ペナルティーシュートアウト)に参加できる。

一時的退場時の待機場所

- ・ 一時的退場となった競技者は、テクニカルエリアがある場合、テクニカルエリア内にとどまるか、またはチームの監督もしくはテクニカルスタッフと一緒にいるようにするべきである。ただし、交代要員と同じように「ウォーミングアップ」することはできる。

一時的退場時の反則

- ・ 一時的退場となった競技者が、その競技者の一時的退場時間内に警告(イエローカード)または退場(レッドカード)の対象となる反則を行った場合、その試合の残りの時間に参加できない、また、他の競技者と入れ替わる、または交代することもできない。

さらなる懲戒の罰則

- ・ 競技会または各国サッカー協会は、一時的退場について関係機関に報告するべきかどうか、または「通常(一時的退場なしの)警告(イエローカード)の累積時の対応と同様に、一時的退場の累積による出場停止など、さらなる懲戒の罰則を適用するのかどうかを決定する。

一時的退場の運用方法

競技会は、一時的退場の運用方法を次のいずれかとする。

- ・ システムA- 警告(イエローカード)となるすべての反則を対象とする。
- ・ システムB- 警告(イエローカード)となるいくつかの反則を対象とする。

システムA - 警告(イエローカード)となるすべての反則を一時的退場の対象とする。

- ・ 警告(イエローカード)となるすべての反則は、一時的退場で罰せられる。
- ・ 同じ試合で2つ目の警告(イエローカード)を受けた競技者は、
 - ・ 2つ目の一時的退場の時間を科された後、その試合の残りの時間に参加できない。
 - ・ その競技者のチームが交代要員の最大数、あるいは交代の回数が定められているならば、それらを使い切っていない場合、2つ目の一時的退場時間の終了時に交代要員と交代することができる(2つ目の一時的退場中は、その競技者を欠いた状態でプレーすることで、そのチームは既に「罰せられる」ことになるため)。

システムB - 警告(イエローカード)となるいくつかの反則を一時的退場の対象とする。

- ・ あらかじめ決められた警告(イエローカード)となる反則は、一時的退場で罰せられる。
- ・ その他の警告(イエローカード)となる反則は、一時的退場なしの(通常の)イエローカードで罰せられる。

- 一方または両方の警告が一時的退場となる反則であったとしても、同じ試合で2つの警告(イエローカード)を受けた競技者は退場となる。
- * 競技会によっては、次のような「不適切な」行為に関連した反則に対してのみ、一時的退場を用いることが有益である。
 - シミュレーションをする。
 - 相手チームによるプレーの再開を意図的に遅らせる。
 - 行動または言葉による異議を示す。
 - 押さえる、引っばる、押す、または意図的にボールを手や腕で扱う反則により、大きなチャンスとなる攻撃を阻止または妨害する。
 - ペナルティーキックのときにキッカーが不正なフェイントを行う。